平成２４年（フ）第２８０号
千葉県野田市山崎2361番地１ライオンズガーデン野田梅郷ノースサイト505号、住民票上の住所埼玉県上尾市大字地頭方544番地１
債務者　田町さおり
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８３号
千葉県我孫子市白山２丁目15番10号
債務者　岡田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９２号
千葉県松戸市小金清志町１丁目33番地の８メゾン柴野103号
債務者　境　　孔
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９８号
千葉県流山市南流山４丁目16番地の18　ローヤルコーポ渡辺204
債務者　両羽　　大
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３００号
千葉県松戸市日暮３丁目６番地の２　松戸市営八柱第三住宅第３棟503号
債務者　冨樂喜一郎
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１０号
千葉県松戸市金ケ作27番地の28　泉第６ビル306号
債務者　岩岡早哉香（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１５号
千葉県野田市山崎1084番地の２　ＩＫＩ梅郷301
債務者　渡辺　ゆり（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野2757番地３
債務者　永田　照美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番８―1405号
債務者　池上　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
東京都町田市図師町626番地23アメニティハイツ加藤Ａ
債務者　古木　直敏
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２１号
東京都八王子市松木18番地23ウィンク松木504号
債務者　横林　尚映
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４７号
東京都稲城市矢野口911番地の５ハイツ栄光202号室
債務者　野邊　正典
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４５２号
大阪府東大阪市新家２丁目３番21号
債務者　横東　浩史
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６３号
東京都江東区猿江１丁目２―10―401
債務者　岡田　香苗
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８１８号
東京都江戸川区東小岩１丁目27―20
債務者　長島木綿子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８２２号
東京都八王子市東浅川町511―１―203
債務者　鈴木　秀智
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８２３号
東京都八王子市暁町１丁目46―10―303
債務者　鈴木紀美子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部